

障害者（児） の手当制度について

健康福祉課 福祉係 ☎ 74 - 3001

■ 特別児童扶養手当

20歳未満の身体または知的に中度以上の障害をもつ児童の監護・養育している方に支給されます。児童が福祉施設に入所しているとき、障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき、受給者及びその家族に一定の所得があるときは支給されません。

- 対象児童** 身体障害者手帳 1～3 級程度及び 4、5 級（一部）に相当する程度の障害をもつ児童。（障害の部位によって異なります）
療育手帳 A 判定及び B 判定（一部）に相当する程度の知的障害児。
精神・血液・内臓障害などで、 と同程度の障害をもつ児童。
- 手当月額** 重度（1 級） 50,750 円
軽度（2 級） 33,800 円
- 必要なもの** ・特別児童扶養手当認定請求書 ・診断書 ・世帯全員の戸籍謄本
・世帯全体の住民票謄本 ・申請者のゆうちょ銀行の貯金通帳 ・印鑑

■ 障害児福祉手当

心身に重度の障害をもつために、日常生活において常に特別の介護を必要とする 20 歳未満の児童に支給されます。

児童が施設に入所しているとき、障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき、本人・扶養義務者に一定の所得があるときは支給されません。

- 対象児童** 身体障害者 1 級程度及び 2 級（一部）に相当する程度の障害をもつ児童。（障害の部位によって異なります）
療育手帳 A 判定に相当する程度の知的障害児。（知能指数がおおむね 20 以下の児童）
精神・血液・内臓障害などで、 と同程度の障害をもつ児童。
- 手当月額** 14,380 円
- 必要なもの** ・障害児福祉手当認定請求書 ・診断書 ・世帯全員の戸籍謄本
・世帯全体の住民票謄本 ・対象児童の銀行の預金通帳 ・印鑑

■ 特別障害者手当

心身に著しい障害があるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給されます。

本人が施設に入所しているとき、病院等に 3 カ月を超えて入院したとき、本人・扶養義務者等に一定の所得があるときは支給されません。

- 対象者** 身体障害者手帳 1～2 級程度の障害が複数以上あり、常に特別の介護を必要とする方。（障害の部位によって異なります）
知的・精神・血液・内臓障害などで と同程度の状態であり、常に特別の介護を必要とする方。
- 手当月額** 26,440 円
- 必要なもの** ・特別障害者手当認定請求書 ・診断書 ・世帯全員の戸籍謄本
・世帯全体の住民票謄本 ・対象者の銀行の預金通帳 ・印鑑